

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第17号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番18号 兵庫県福祉センター内 Tel・Fax (078) 261-3410(10:00～16:00 月・水・金)
平成18年3月31日発行 第17号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)



皆さん、知恵を出し合いましょう！

～障害者自立支援法に対応するために～

神戸大学発達科学部 教授 中 林 稔 堯

4月から障害者自立支援法に基づく新しい障害保健福祉制度がスタートしました。支援

費制度施行後、全国で利用者が急増し財源不足が生じたことが新制度発足の理由の一つです。しかし、以前から国の経済財政問題と経済成長への取り組みが最優先課題としてあげられ、社会構造改革として推進されてきました。“持続可能な経済”、“持続可能な社会保障制度”の確立が追い求められています。この度の障害者自立支援法の成立の背景には経済財政問題があります。確かに、障害者施策ではノーマラゼーション理念に基づく「地域社会生活」「社会参加」「共生」等がスローガンに掲げられ、今回の法案の目標には、「障害のある人々が地域で安心して暮らせる社会の実現」が謳われています。しかし、法案の骨子を見るとその目標の実現とは程遠いものであり、関係者であれば誰しも失望と怒りがこみ上げてきます。また、法案の具体的な内容がなかなか明示されず、とても不安を感じます。徐々に提示された内容を理解するのも部分的に言葉が難しく、誰かに解説していただかないとすぐに分かりません。ご年配の保護者の方には内容の理解もたいへんだなぁと察します。例えば、応益負担の防護策として、また負担額を少しでも減らすために「世帯分離」が考えられますが、地方自治体が発行しているパンフレットには、「世帯分離」が認められるのか等について

説明されていません。厚生労働省が出している膨大な資料を注意深く読む必要があります。

今回の法案は事業者側（サービス提供者）にとってもたいへんです。福祉の領域にも競争原理を導入することにより、利用者は質の高いサービスを買うことが出来るといわれていますが、あまり競争が行き過ぎると事業者側も経営が難しくなり、人件費を抑えるために常勤職員の多くをアルバイトでまかなわざるを得ないため、結果的にはサービスの質の低下を招くということも考えられます。そもそも競争原理自体が、障害者福祉の思想に相容れないのもであると思います。

将来、障害者保健福祉施策は介護保険制度と統合される可能性があります。その前段階が、今回の障害者自立支援法であるのかも知れません。また、近いうちに生活保護法も見直されることでしょう。すなわち、“持続可能な社会保障制度”は経済財政問題という観点から、その形態や内容が検討されており、当事者（障害のある人やその家族）の視点に立つものではないところに根本的な問題があります。上述したように「世帯分離」という方法もあるでしょうが、そのプラス面とマイナス面についても十分に理解しておく必要があります。私たちはお互い情報を持ち寄り、いかにして障害者自立支援法を形骸化し、私たちにとって有利に運用していくか粘り強く知恵を出し合いましょう！

中央研修会

「長野県西駒郷の地域生活へのススメ」

講師 山田 優 氏



講演会に参加する際「〇〇がいたから、〇〇だから、〇〇の条件があるからできた」というように否定的に聴いてほしくない。「この話の中から何かヒントを得たい」という姿勢できいてほしい。痛いところを突かれたと…。しかし、納得のいく言葉で講演は始まりました。

1. 大切なこと、心構えとして

地域資源が十分でない今、入所施設の機能を否定できないが、「入所し続ける」ことは許されない。それは、本人が決めること。周りの者が「入所させ続けること」はよくない。なぜ入所に託さねばならなかったのかを探りながら、そのひとつ、ひとつをほぐし紐解いていく役割が必要で、本人の望まない暮らしをしなくてもいいのではないかな？

知多の所属法人で11箇所、圏域の地域支援として21箇所のグループホーム作りや運営について支援してきた。そのときに感じたことだが、熱心にやればやるほど施設周辺に多くのグループホームが集まってしまうことが多い。これもどこかいびつな現象だと思う。一生懸命にやる人がいたから、熱心な事業所があったからできた。では、結局底の浅い支援でしかない。利用者が暮らしたいところに住むことができるようになるには未だ時間が必要だと思うが、そうした方向性を持ち続けることが大切ではないか。

親は我が子が我が子らしく安心して暮らし続けることを望んでいる。子供にとってたった一度のかけがえのない人生が、「生まれてきてよかった」と肯定的な人生になるような、安心して暮らしていく仕組みを親も一緒に、できるだけ多くの人とのかかわりの中で作っていくことが地域生活のススメだ。

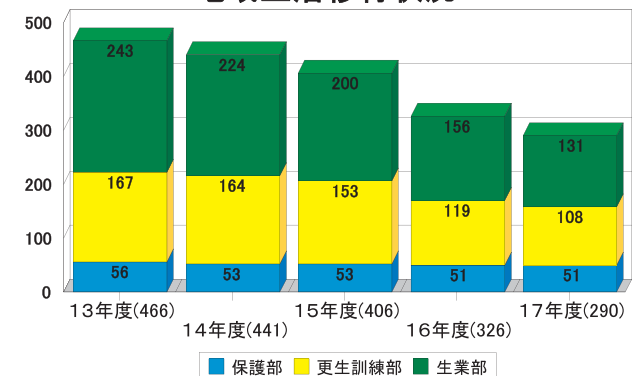
2. 西駒郷の基本構想から

「西駒郷改築検討委員会」を立ち上げ2年の歳月をかけ、基本構想を練った。「本人の意向」を最優先とし、①全県対象の大規模施設としての改築はしない。②県の役割はサービスの提供機能の支援・調整である。③地域生活の支援体制を全県的に整備・地域生活移行を促進、④利用者・保護者の理解を得、援護の責任は県が責任を負う、ことを提言する。県が責任を持つと言い切ったことは大きい。

3. 2年間のあゆみ

平成15年長野県の入所施設利用者の4割に当たる441名が西駒郷に入所していたが、平成17年11月現在285人に減っている。緑は入所授産で243名から128名へと激減している。地域移行への成果が大きく現れている。黄色は自閉症の人たちで地域生活移行が難しい人たちだが、190名から106名へと80名も移行できている。水色が一番重度の人たちの寮で、なかなか地域生活移行の事例が作れなかったが、今年中に3名が地域へ移行することになった。急には難しいが、支援体制を整えていくことで、どんなに重度でも、引き受ける事業所は出てくるし、親も事業者の説明・グループホームの見学などに参加されるようになり、理解が広がっていると感じている。

平成14年～17年(10/20現在)迄の
地域生活移行状況



地域移行152名 (GH134,生活寮3,アパート4,家庭11)

H14・17名 H15・29名 H16・71名 H17・35名 (10月20現在)
施設・死亡を含めた全体の退所者数 183名

4. 抵抗勢力は親か？職員か？

どこで暮らすかを決めるのは利用者本人で、親でもなければ職員でもない。しかし、親は「県が責任を持って本人の住みたい場所へ住んでもらう。家族の元に戻すのではなく、家族は本人の一番近い理解者であり支援者となる」ことを基本に説得した。地域生活を果たした我が子の活き活きとした顔を見て、親はまず安心される。今では逆に背中を押されることも少なくない。では、職員は？職場を奪われる不安から、大きな反対に会うのではないかと心配したが、労働組合は「支援者である職員が利用者の思いを実現できていないのは力不足」と総括し、基本構想の理解と協力者となった。

5. 本人の意向を聞くということ

自分の思いを言葉で伝え選択する経験があまりなかった利用者、親や職員からいつも否定的な答えしかもらえず、何時しか外への発信をやめてしまった利用者、自分の思いと親や職員の意向の区別があやふやな利用者、一人一人の生い立ちを把握した上で、安易な自己決定にならないよう①利用者にわかりやすい情報提供、②ビジュアルな情報・見学による認知・仲間からの情報提供、③聴き取る施設職員が地域生活支援の知識と理解を深める、④家族への情報提供と安心感を伝えるといった

前提を整えてから、アンケートではなく直接聞き取ることを大切にして時間をかけて行った。本人と家族の思いは一致しない。本人が地域生活をしたいという表現には、西駒郷という施設から出たいという意思表示がこめられており、家族が西駒郷にとどめ置きたいとする理由には、家族に支援が担われるのではないかと不安がこめられている。地域生活への移行には、こうしたズレを埋めること・誤解を理解に変えていく説明・時間等努力が不可欠である。聞き取り調査からは複雑な利用者の心理状態も浮かび出てくる。家族と暮らしたいが無理なので「グループホームで暮らしたいにしておこう」と本音を抑えて地域生活への移行を希望する利用者と、西駒郷を選択する親の思いとのギャップをつなぐ折衷案・妥協案といった側面も含まれたグループホームの選択もある。グループホームが終着駅ではなく、ここからが本人の「人間としての回復」に向かうスタートとの考えで、本人の意向が反映された普通の地域生活・暮らしを職員は常に考えていくことが大切だ。

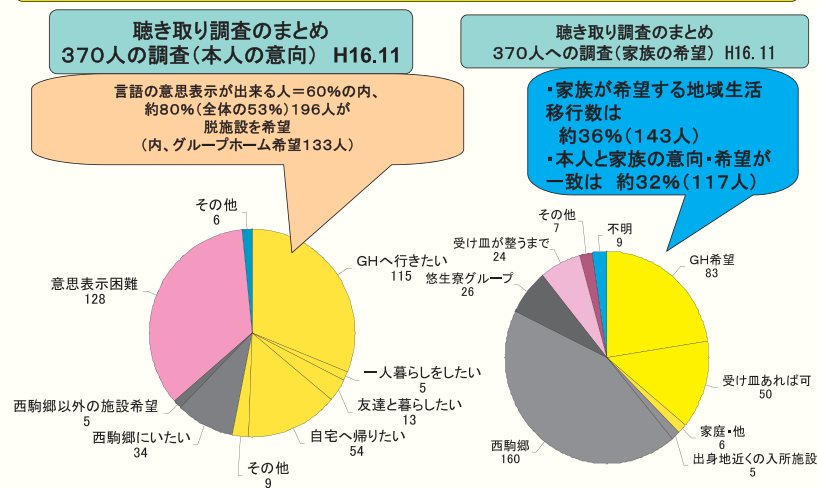
6. 移行実現へのステップ

本人からの聞き取りができると、移行先の決定になる。ここで「お試し利用」として県の補助事業で1週間単位の生活体験の予算を組んでいる。西駒郷周辺ではなく、全県に広がるグループホームなので、設置計画・現地調査・見学体験・入居の立会い等に市町村がかかわり、本人の入所決定をアシストする。また、グループホーム入居後も定期的にモニタリングを行う。それでもグループホームになじめず移行がうまくいかない利用者も2名でしたが、人生一度で決めるわけではないので、何度もチャレンジしながら自分に合った住みよい環境を探していけばよい。

7. 地域生活の受け皿は何が必要・どう確保するか

①住まいの確保は長野県グループホーム等整備事業により設置時に県 1/2(上限 2000 万円の 1/2) などがあるほか、松本市などでは市独自の上乗せ補助もある。②働く場・日中活動の確保が地域移行のポイントで、グループホームとタイムラグさせながら作業所の設置や通所授産施設の拡充を図っていく。営業専門のコーディネーターを置き、一般社会に通用する商品開発と企業発掘を担当したり、製品作りのアドバイザーや製品開発販売コーディネーターを設置したり技術パワーアップを進めながら、日中活動の場拡大事業を推進している。ジョブコーチはもちろん配

①地域生活への移行を決めるのは私。(^^)



置し、障害分野の就労支援ワーカーや労働部局からの求人開拓員等と連携をしながら、雇用支援を行っている。

③余暇・趣味活動への支援は入所施設の生活は余暇イメージしにくいいため、自発的な選択ができるまでのきめ細かな支援が大切になる。地域住民による参加型の活動への支援により共に暮らす地域づくりが決め手となる。④相談機能の整備だが、この権利擁護の部分が実は一番遅れている。必要な支援が必要な時に差し伸べられる安心を構築する。そのためには支援センター・ホーム・行政どれもがレベルアップして、本人の意向に沿って何度でもチャレンジできる支援体制が求められる。

8. まとめ

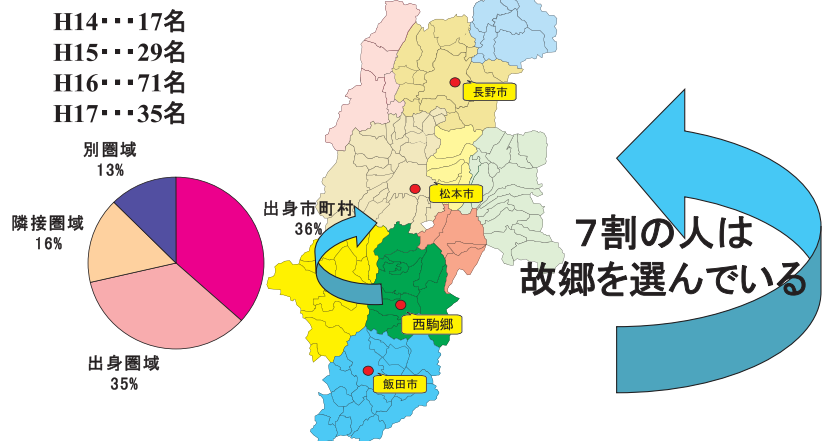
たった一人のかけがえのない人間の人生に添わせていただいているという機会、私たちにもそんなにあるわけではない。教育分野では限られた時間であっても、福祉分野では、その人の長い人生にお付き合いをさせていただく特殊な分野である。

ややもすると、支援者側が利用者に良かれと思い、さまざまな制度を作り当てはめようとする。それを指導訓練と言い訳して、理想的な障害者像を追い求めてきたのではないか。

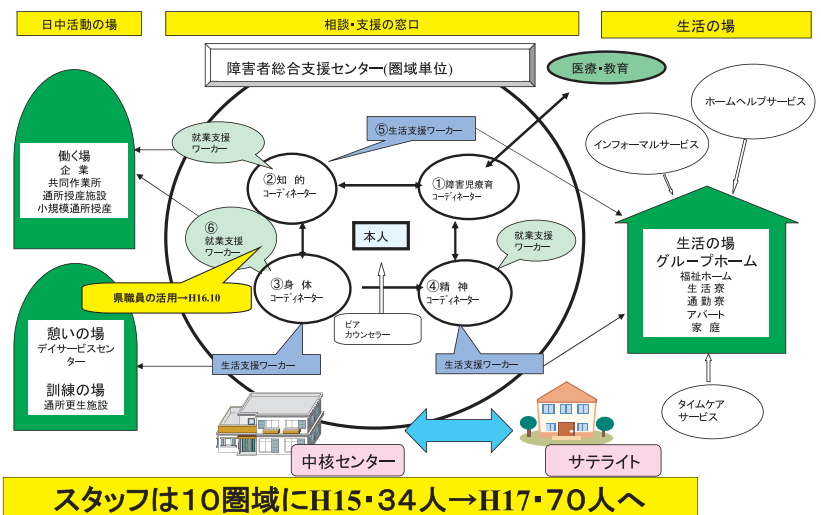
冗談ではない。人が人を作り変えるなんてできない。自分で理解する・相談をする・判断する・決める・結果責任を負う・いつでもチャレンジできる、こうした利用者が体験していく過程が最も大切にされなければならない。

自立支援法によってこれまでの制度が変えられる。どんなに制度が変わろうとも、人生に関わるという意味を、施設関係者も親も真摯に受け止め、支援を「したたかに」「明るく」「ともに共感」しながら進めていってほしい。

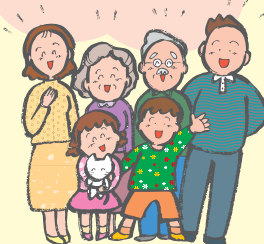
西駒郷入居者の地域移行(GH=134名・自宅他18名)状況・・・152名は出身地を選んだか？



10圏域に地域生活を支える3障害対応の障害者相談支援センター



山田 優氏よりのメッセージ



季節が1ヶ月前倒しになっているのだろうか。今週は暖かかった。落葉樹の枝先が、もこもこ動いているよう。タラの芽よりもコシアブラの芽を少しだけ摘みたい。「おかげ」です。と土地の方から教えられた。少しだけ分けてください。そんな季節は、寒の戻りを繰り返しながら、後1ヶ月でやってくる。

どんなに重い障害があっても

だれとも取り替えることのない自己実現をしています。

地域の中でふつうの暮らしができる社会の実現を目指して・・・

・・・信州から「地域生活のススメ」運動の発信です！！

中央研修会シンポジウム

- シンポジスト 井上 太氏 (ひふみ園利用者・一人暮らし)
 三浦 雅春氏 (春日育成園利用者保護者・理事)
 木村三規子氏 (あゆみの郷利用者保護者・副会長)
 コーディネーター 婦木 治氏 (兵庫県知的障害者施設協会会長)
 助言者 山田 優氏 (講師)



通所から入所に移った理由と子どもさんの反応、将来の展望について

木村：昨年「人生をシュミレーションしよう」というテーマで研修会を持ったが、そこで私はチャレンジと言うことを考えた。息子は28歳療育手帳A判定、身体3級を持っている。養護学校を出て通所施設に通って10年、振り返ると母一人子一人の世界で、家庭生活も余暇活動も二人。同世代の友達もいない。これでいいのか？息子にとってのチャレンジは何か？3箇所のショートステイを利用していたので、「そのどこかに転勤してみる？」と問いかけた。支援員の転勤を見聞きしていたので、「転勤する」との返事が返ってきた。入所施設はショートステイで利用していたので、その延長で4日施設、3日家庭で、ヴィッセルの応援にいったり、食事に行ったり母と楽しむ暮らしをしている。もし、ここで失敗しても家に戻せる余力が親にあるうちにチャレンジさせねばと考えている。施設に期待することは、彼の育ちを待つ支援をしてほしい。

入所で10年、親の思い通りの暮らしができたか？今後の展望をどう考えているか

三浦：通所から入所が変わったわけは、障害のある娘の下に弟が生まれた。娘は弟が大きくなるにつれて、愛情を弟に独り占めされたように感じたのか、気もちが荒れてきた。弟も知的に姉を追い抜くようになると関係がギクシャクしてきた。そのためやむなく入所を選択した。その当初は入所によって明るく生き生きと暮らせるようになった。その後引越しにより今の施設に移動した。しかし、10年の入所施設生活で、語彙も減り、動作も緩慢になり退化しているように感じる。個別支援計画に基づき進歩しているはずなのだが…。個別支援計画は親にもだが、専門知識のある第3者に見てもらわなければならないか、と思う。まず、職員の質を上げてほしいと思う。いついつも同じ接し方をしているから、子どもがもてる力を発揮できないのではないかと。弟が巣立ちを迎えた今、姉の暮らしを考え直す時期に来ていると思っている。親の目の届くところで暮す力働く力を伸ばして欲しい。

二人についてのコメント

山田：二人の話を聞いていて、入所施設へのチャレンジを生活支援の専門学校と考えて活用していく考えはよいと思う。施設もその思いに答えるべきだ。施設からの発信と親の要望は同時進行で個別支援計画についてはその通りだが、契約制度になったのだから、親が遠慮せず思いを言うことです。

井上氏のプロフィール

井上さんは52歳。子供の頃階段から落ちたことが原因で、9歳より児童施設へ入所。そのまま、入所施設を利用。施設内の実習ホームをへて、現在公団住宅に一人暮らしをし、昼間は入所施設へ作業にかよっています。年金の管理は施設にしてもらいながら5,000円、1万円と小遣いを出して、コンサートに行ったり、朝通勤途中喫茶店でモーニングを食べたりするのが楽しみです。

入所された時のこと

井上：児童相談所にあって、五日後に神戸学園に決まった。すごい山の中だったので道はあるのかと思った。(神戸の中にこれほど緑の豊かなところがあるのかと思うところ：婦木氏弁)

辛かったことは

井 上：病気になっても病院にも連れて行ってもらえず、仕事をしたこと。

楽しかったこと

井 上：平成になって外出して、買い物などにいけるようになったこと。病院にも行けるようになった。

一人暮らしをするようになって苦しいこと・楽しいこと

井 上：一人暮らしなのでトイレが詰まった時は困った。楽しいことはこういう場で話を聞いてもらうこと。阪神とオリックスのファンで、友達と自転車で甲子園まで応援に行ったこともある。大阪ドームへも日本ハム戦最終戦にいった。

婦 木：2級年金で6.6万円の収入だが、これまでの貯蓄もあり暮らしていけている。

ずっと一人暮らしがいいか

井 上：たまには友達と一緒にいいが、やっぱり一人暮らしがいい。

これから、別の仕事をしたいですか

井 上：慣れているので、このまま施設へ仕事に通いたい。

これからの夢は

井 上：こういう場で、いろいろな人に話を聞いてもらいたい。

まとめ

婦 木：40年間の施設暮らしの後今、施設との関係を保ちつつ、地域生活を楽しまれている。保護者としてはお世話になっているという思いは感じるが、意見は意見としてはっきり伝える。「おかしいことはおかしい」と保護者会長が言っていないと、契約になっても支援法になっても、変わらない。

山 田：「いつも障害のある人を中心に考えていく」と言うことは知っている。知っているけれどもいろいろなしなみがあって「うちの〇〇は」と言う時、当人の思いを実現しているつもりが、そうでない場合があったと思う。親が元気なうちに子どもの道筋を考える。その時当人中心という視点からぶれてはいけない。親は元気なうちに暮らしの環境設定をすること。それは箱物を用意することではなく、支援してくれる人や仕組みを用意していくことだ。

婦 木：転換期の中に山田氏をお迎えしてお話を聞いた意義を再確認してほしい。前向きに何かできることから始めてほしい。

会場からの感想

以前に山田氏の講演を聞いて、触発されて地域で活動を展開している。地域起こしは親の仕事だと思う。本人の意向を聞くことは難しいが、本人活動を立ち上げて行った。誰かが踏み出さねばと山田氏は言われたが、本当にその通りだ。

楽しいことを聞かれた井上さんが「こういうところで話をすること」と答えられたことに感動した。楽しいこと、本当に満足できることは、「自己表現できる場がある」と言うこと、「誰かに求められていること」だと言われたのだと思った。



家

族

会

大

会

『自立支援法に 対応するために』

通所部会

 助言者 高野 国昭氏
 司会 木村 三規子氏

高野 新しい事業体系が出ているが、聖生園では、保護者対象に新しい事業体系のどれを選ぶか調査している。職員にも一人ひとりの利用者にとってどの事業が適しているか考えるように指示している。それらをつき合わせて面接を行ない、4月には新しい事業体系によるグループ分けをして、活動しようと計画している。今年の10月には新しい事業体系に移行したいと思う。

5年の猶予があるのだが、神戸市では各施設に「いつ移行するのか」「どの事業を選択するのか」の調査をしたが、来年の4月を目標にしている施設が多い。

10月からは新しい障害程度区分に移行する。介護保険の介護区分が基本になっている。そろそろソフトが届いて認定作業が始まると思う。着々と自立支援法への移行作業が進んでいる。

通所施設の新しい事業体系は3累計6事業になる（現在は33種の施設がある）どれを選ばよいか？3累計は介護給付と訓練等給付と地域生活支援事業で6事業は ①生活介護（障害程度区分が3か4以上）②療養要介護（重度心身障害者）③自立訓練（生活訓練）事業④就労移行支援事業⑤就労継続支援事業（雇用型）と就労継続支援事業（非雇用型）⑥地域活動支援センターに分かれる。子どもさんと相談して、決めてほしい。（詳しくは紙面の都合でQ & Aに掲載）

利用者負担には定率負担（利用者負担）と実費負担（食費等）がある。食費負担について厚生労働省は650円という基本を出してきている。それより高い施設安い施設が出てくると思うが、材料費230円、人件費420円となる。聖生園では材料費230円ではとてもできていないのが現状だ。とすると一般の方は約3万円／月、減免のある方でも1.2万円／月の費用がかかる。授産施設なので工賃は5千円しか支払っていない。これで通所してくれるのだろうか？就労継続支援では2～3万円／月の支払いを目標にしなければならない。そんな仕事があるのだろうか？

もう一つ施設が深刻なのは支援費が日額制になることだ。利用者の方が休むと支援費も食費も入ってこない。定員を10%増員できることになったが、それでやっていけるのか不安だ。また、通所施設は2種事業になり、デイサービスなどと同じになる。ということは、他の株式会社やNPOなどが学校等の空き部屋でも事業ができるようになる。そんな中で職

員の雇用を確保していけるのか？施設は施設でたいへんな問題を抱えている。

木村 いいサービスを受けたいが、単価が下がる中、2年3年で私たちが望む成果を出してくれる事業を維持できるのか？それぞれお子さんの通ってらっしゃる施設に聞いてほしい。子どもの将来2年先、5年先、10年、20年先をどう考えているか？利用施設はどういう事業に着手し、どんなサービスを提供しようとしているか？説明会などで全体に説明してもらう事と、個人として面談で聞きたい事の両方がある。親が元気な間にしなければならない事は、一人でも生活ができるような何かを始めることが大切だと思う。そのためにはまず、施設と相談しながら、子どもの人生をシミュレーションすることではないでしょうか？

Y 今日の話で事業体系の事を詳しく聞いた。就労移行支援事業を選したいと思うが、施設からは何も説明がない。今後説明する予定だとは聞いているが、保護者からの働きかけが大切だと感じた。

高野 本人にどの事業を選択するか決めてほしいが、どのように理解してもらったらいいか考えている。朝会で利用者の方に自立支援法のこと、事業選択の事など分かりやすく話している。「工場や店でバリバリと働いて、たくさんお金を稼ぎたい人はここ、ゆっくりカラオケや散歩などしながら暮したい人はここ」というように説明するがなかなか関心を持ってもらえないので、10月から開始できるために、いろいろな事業を体験し、自分にあった場所を選択できる様に4月から4グループに分けた活動を始めたい。私自身も職員も実感が湧かないので、こういう試行が大切だと思う。



入所部会

助言者 堺 氏
司 会 三 浦 雅 春 氏



堺 各市町で自立支援法への移行申請事務が始まっている。役所の窓口きちんと聞いていくことを勧めます。どこも裕福な各市町はなく、増員などないまま窓口対応しているわけで、とても大変だ。事業者にとっても事務量の増え方だけでも大変だ。中には知識のない職員もいる。しかし、聞かなければならない事は粘り強く聞いてほしい。

事業者にとっても事務量の増え方だけでも大変だ。平成23年までは今のままの事業体系でいることができるが、その後のことを想定して準備していかなければならない。国は入所施設の60%の人は介護給付で、40%の人は訓練給付の人になると考えている。例えば同じ場所に別々の事業所ができたとしても支援や管理責任者は違って責任の所在さえはっきりしない。今まで同じにしてきたことが、事業が違っていると分けていくとどうなるのか、想像がつかない。

障害程度区分が介護度に合わせて6段階に分けられる。そうすると、どんなことが起こるのか？今いろいろな人がいて助け合いやコミュニケーションができるが、介護度で分けると重度の人だけが集まる生活介護は、昔の重度棟のような風通しの悪い暗い刺激の少ない施設になりはしないか？反対に就労に向けて支援してくれる支援員は十分なのか？

グループホームはグループホームで地域は総論賛成、各論反対だから、スムーズに進むとは思えない。さらに世話人の資質になると、頭数をそろえるだけで精一杯ではないか。24時間、人間そのものを丸まま支援している入所施設のやり方を否定し、人間を介

護度や、昼夜で区切って支援する弊害が必ず出てくる。

入所型施設で、地域へも出て行けない利用者の支援費単価は下がっていくとなると、本当に暮らす場は確保できるのか？

脱施設。施設解体論のひとつの側面として、財政難で今後施設の改築や増築に公費が出せなくなるからという理由がある。施設から地域へ移行してコストダウンを目指しているのだが、地域生活のほうが費用がかかるのは明白だ。

家族会は、どんな状況になろうと利用者の暮らしを守るためのウォッチャーとなり、代弁者となる。我が子の事と共に、周りのこと、未来のこと、全国のことへも視点をおいて活動してほしい。

三浦 重たい話だが、堺先生のように情報公開してくれる施設と、話し合いもなかなか応じてくれない施設など差があるのに不安を感じる。自立支援法になると特に、家族会は家族会で情報交換をしっかりしていく必要を強く感じる。

会場より 世帯分離の問題が混乱しているが、所得と世帯分離の関係について説明してほしい。

由岐 基本は住民基本台帳に基づく世帯となる。税制上も同じだ。厚生労働省が出しているの特例ととらえるとよい。世帯分離する場合と同一世帯で扶養家族にして所得控除や健康保険の被扶養者などの特典を受ける場合と、どちらが支出が少なくて済むか、試算している。入所施設利用だとおよそ1200万円（給与所得の場合）以下の世帯の場合は、分離した方が支出は少なくなる。通所施設の場合はおよそ688万円（給与所得）以下の場合は世帯分離した方が支出が少なくてすむ。しかし、この中には自動車税や自動車取得税の控除などは含まれていない。ひとりひとり状況は違うので、一人ひとりが選択・決定しなければならないので大変だ。あきらめず情報収集を怠らないでほしい。



message

選択と決断と結果

副会長 木村 三規子

2006年2月別府温泉を堪能した後、由布院に入り壮大な由布岳のふところの露天風呂に泰大とゆったり楽しみながら今までの選択と決断と結果を振り返っています。

まず彼の誕生一ヶ月後ダウン症と宣告され夢も希望も持つこともない将来の絶望から、ほんの少しずつ生傷がいていくように前を向いたとき心臓疾患で何度も救急車で、搬入された後、医師より手術を薦められました。危険率も高かったのですがハンディを持って生まれた上、更なるハンディは親として与えたくない決断し、七時間に及ぶ手術を終え自宅に帰宅し、やっと家族の一員として認めることができました。一歳五ヶ月でした。

その後、三歳から統合保育の通所、地域の小学校の六年間、養護学校中学部、高等部の六年間、節目節目で迷いながら彼にとって最良の進路を選択してきました。卒業後は通所更生施設に約十年、社会人として彼の様子や能力を冷静に見、決して無理をせず余力が出来れば次のステップにチャレンジしました。私の子供であることは歴然としていますが、一人の人格者として彼を見ると、親の役割と人生の先輩としての役割がみえてきます。

1947年、日本の社会福祉で初めて児童福祉法が制定され、1960年、精神薄弱者福祉法1999年には「精神薄弱者」から「知的障害者」に改定、2000年には知的障害者福祉法が制定されました。その後、介護保険の制度が施行され高齢少子化の対応とし40歳以上の全国民すべて2号被保険者になり障害年金受給者も保険料を支払っています。

その三年後、支援費制度が始まり福祉の大きな転換期がスタートしました。ある施設長は「これは福祉の明治維新ともいえてうまく対応すれば大きな転換になりますよ。保護者も施設もここが改革のいい時期です」と言われました。措置から契約へと『耳にたこ』ができるくらい勉強しました。在宅でのサービスを選択する。ショートステイ、デイサービス、ガイドヘルプ、ホームヘルプ、事業所を選択しその結果、息子

の社会性は大きく変化し、たくましくなったようです。

さて、我息子、自立支援の三本柱、くらす、はたらく、あそぶ、のなかで『くらす』でのメインは「自由と安心」です。豊かな人間関係のなか彼の自主性を尊重し親なき後も一人の人間として心身とも元気で生き続けてほしいです。次の『はたらく』のメインは「認められること」です。人から認められることで生きがいを感じて人生を送れることは素晴らしいと思います。最後の『あそぶ』のメインは「自分で選ぶ」です。行動、時間、場所、人、わくわくすること、何度もやりたいと思うことを経験しその人の人間性を構築します。

今、福祉の流れは地域支援移行ですが、あえて入所施設を利用することにしました。「親亡き後を」「親が元気なうちに」と何度も迷いましたが、山田 優氏の言われる「入所し続ける」ための入所ではなく彼の『くらす』の部分のステップアップのための入所と割り切りました。入所4泊、自宅3泊の生活リズムにも慣れ、部屋の清掃や洗濯など家庭では出来なかった生活力を身に付けていっています。

私達のめざす地域生活は、家族と共の地域生活ではないとすれば親が元気なうちに親から自立して暮らす力を育てることが大切ではないでしょうか。

たとえ障害を持って生まれても一人の人間として社会に積極的に参加し、その人らしい生活をし、人生を創りあげる。その人が地域の宝になり地域社会の再生の要になると信じています。



障害者自立支援法 Q & A Ⅲ

Q 1. 事業体系の詳しい事が分かってきましたが、どこを選べばいいのか？選べるのか？（日中活動のみ）

給 付		利用者像	サービス内容
介護給付（障害程度区分により 程度認定が必要）	療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者	○病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供 ○併せて日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援を実施。また、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援 ○これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持と向上を目指す
	生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 ○常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者 ①障害程度区分が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である者 ②年齢が50歳以上の場合は障害程度区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である者 主に身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい	○食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援を提供 ○併せて、軽作業等の生活活動や創作的活動の機会も提供 ○これらを通じて身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す
訓練等給付	（生活訓練事業） 自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ○入所施設・病院を退所・退院したものであって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ○養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の向上などの支援が必要なもの等	○食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を実施 ○併せて、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を実施 ○これらを通じて地域生活へ移行を目指す
	就労移行支援	一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業とのマッチングを測ることにより、就労等の見込まれる者 ○次に掲げるものであって、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき就労に必要な知識及び能力の向上、企業とのマッチングを測ることにより、企業等へ雇用または在宅就労等が見込まれるもの（65歳未満の者に限る） ①企業への就労を希望するもの ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	○事業所内や企業において、作業や実習を実施 ○適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施 ○これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性に合った職場に就労・定着を図る
	就労継続支援事業（雇用型）	○就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等であって、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者 ○次に掲げる者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者（利用開始時、65歳未満の者に限る） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ＜具体的な利用者のイメージ＞ ・養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している ・一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している	○事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供。 ○これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援。
	就労継続支援事業（非雇用型）	○就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される者 ○次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者 ①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者 ③①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者 ＜具体的な利用者のイメージ＞ ・就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった ・一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい ・施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難	○事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）。 ○工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。 ○これらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援。
支援事業 地域生活	相談支援 移動支援 コミュニケーション支援 地域活動支援 福祉ホーム	上記にあてはまらない人、またはあてはまらない日、時間の活用	○創作活動又は生活活動の機会として、社会との交流の促進等地域の実情に応じ市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施できる ○ほとんどの人の移動介護、生活介護はここに入る

サービス管理責任者	生活支援員数	従業員数	設置基準	運営基準
医師、看護師または別条件を満たすもの 利用者 60 人以下は 1 人 利用者 60 人以上 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	1 人以上常勤	2～4 人に 1 人	20 名以上	以下の実施 ①介護等を通じた生活の質の維持向上への配慮 ②訓練を通じた身体能力の維持向上 ③家族等への密な連絡 ④家族や友人との団らんや交流の機会が確保できるような運営への配慮
利用者 60 人以下は 1 人 利用者 60 人以上 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	1 人以上常勤	平均障害程度区分 4 未満は、およそ 6 人に 1 人 平均障害程度区分 4 以上 5 未満は、およそ 5 人に 1 人 平均障害程度区分 5 以上は、およそ 3 人に 1 人	定員 20 名以上 過疎離島等で利用者確保困難と認めた場合は 10 名 多機能型最低 6 名以上	①終了時の支援 施設入所支援と併せて利用する者については居宅サービス等の利用により、利用者が居宅において日常生活を営むことが可能になるかどうかを定期的評価し、可能と認められる場合は利用者の希望を勘案し、必要な援助を実施する ②入所・通所とも現在の約 35%が目安 (厚生労働省の資料による)
1 人以上、専任かつ常勤 利用者 60 人以上 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	1 人以上常勤	およそ 6 人に 1 人	定員 20 名以上 過疎離島等で利用者確保困難と認めた場合は 10 名 多機能型最低 6 名以上	サービス提供期間は 24 ヶ月を標準とする。 特に長期間にわたって入所（入院）していた者などを対象とする場合は 36 ヶ月以内を標準とする 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努める 利用者が安定して地域生活を営むことができるよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談をおこなう
1 人以上、専任かつ常勤 利用者 60 人以上 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	職業指導員・生活支援員 各 1 人以上うち 1 名は常勤 就労支援員 1 人以上は常勤	職業指導員・生活支援員 およそ 6 人に 1 人 就労支援員 およそ 15 人に 1 人	定員 20 名以上 過疎離島等で利用者確保困難と認めた場合は 10 名 多機能型最低 6 名以上	サービス提供期間は 24 ヶ月を標準とする
1 人以上は専任かつ常勤とする 利用者数が 60 人以下 1 人以上 利用者数が 60 人超 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	①職業指導員 1 人以上 ②生活支援員 1 人以上 このうちいずれか 1 人以上は常勤	①、②の配置総数 およそ 10 人に 1 人	(1)最低定員 (最低基準) 10 名以上 多機能型の最低利用人員 (最低基準) 10 名以上	(1)雇用契約の締結 利用者と雇用契約を締結するとともに、労働基準法等関係法規を遵守する (2)障害者以外の者の雇用 事業者は、利用定員の 2 割に相当する数を上限として、利用定員とは別に、障害者以外の者を雇用することができる
1 人以上は専任かつ常勤とする 利用者数が 60 人以下 1 人以上 利用者数が 60 人超 1 人 + 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人増	①職業指導員 1 人以上 ②生活支援員 1 人以上 このうちいずれか 1 人以上は常勤	①、②の配置総数 およそ 10 人に 1 人	(1)最低定員 (最低基準) 20 名以上 ※過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は、10 名以上 多機能型の最低利用人員 (最低基準) 10 名以上	工賃の支払いについて次のとおりとする。 (1)生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う (2)工賃支払いの目標水準を、自ら設定し、都道府県、市町村、利用者等に対し公表する (3)毎年度の工賃の支払い実績額を、都道府県、市町村へ報告しなければならない (4)利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示しなければならない (5)事業所の平均工賃は、月額 3,000 円程度の水準を上回らなければならない ※工賃目標水準は、地域の最低賃金の 1/3 の額を目安とし、かつ、毎年度の実績額以上とすることを目指すものとする
Ⅰ型 相談事業や専門職員による福祉及び地域社会基盤の強化など Ⅱ型 機能訓練、社会適応訓練業、生きがいと自立を高めるための事業の実施 Ⅲ型 小規模作業所の支援の充実				上の 6 パターンがひとりひとりに対する個別給付であるのに対して事業全体で予算が立てられるため、どれだけ利用できるかは未定でありまた町村によっても違ってくる

兵庫県からのお知らせ



兵庫県住宅再建共済制度への加入はお済みですか



いつ起こるか分からない自然災害、住宅の備えは万全でしょうか。震災の教訓を踏まえ、助け合いの精神に基づき、小さな負担で被災時の大きな安心が得られる、兵庫県住宅再建共済制度に是非ご加入下さい。

この制度は、県内に住宅を所有している方が、平常時に年 5,000 円（初年度は月額 500 円）を負担することで、全ての自然災害を対象として、住宅が半壊以上の被害を受けたときに、住宅を再建・購入した場合に 600 万円、補修した場合に被害の程度に応じて 50 ～ 200 万円、再建・購入・補修をしない場合にも 10 万円を給付するものです。保険とは異なるため、既存の地震保険等に加えて加入することも可能です。

また、分譲マンションの区分所有者も加入でき、被災したマンションを出て他の住宅を購入した場合にも 600 万円（県外は 300 万円）が支給されます。

申込方法：県、市町、郵便局等の窓口にある加入申込書に必要事項を記載のうえ、郵送で申込みます。

【問い合わせ】

(財) 県住宅再建共済基金 ☎078-362-9400

ホームページ ☞ <http://web.pref.hyogo.jp/jutakukyosai/>

《負担と給付》

共済負担金 5,000 円／年

（ただし新規加入年度は 500 円／月）

共済給付金 自然災害で半壊以上の被害を受け、住宅を再建・購入した場合 **600 万円**
住宅を補修した場合

・全 壊……………200 万円

・大規模半壊……………100 万円

・半 壊…………… 50 万円

それ以外で居住を確保した場合 **10 万円**



障害者の方に対する自動車税・自動車取得税の



減免制度の改正についてのお知らせ

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について自動車税・自動車取得税の減免を実施していますが、平成 18 年 4 月 1 日より次のとおり改正します。

1. 減免の限度額の設定 《減免額に限度額を設け、一定を超える税額についてご負担頂き、障害者の方と一般納税者との税負担の均衡を図ります。

①自動車税

減免を受ける自動車を総排気量が 2.0 リットルを超え 2.5 リットル以下の乗用車とみなした場合に課す自動車税額を限度額とします。具体的には自家用乗用車については 45000 円になります。ただし平成 18 年度分に限り、限度額を超える額の 1/2 のみを負担していただくこととし、緩和します。

②自動車取得税

障害者のための特別の仕様又は装置の変更に要した額に 300 万円を加算した額に税率（自家用の場合は 5%）を乗じて得た額を限度額とします。

2. 自動車税の月額減免制度の創設

自動車税の月割減免制度を創設し、税制上の支援を受けやすくすることにより、障害者の社会参加を促進します。

○自動車税についての問い合わせ

県税務事務所

○自動車取得税の問い合わせ

自 動 車 神戸ナンバー (078)441-0305・姫路ナンバー (0792)33-8260

軽自動車 神戸ナンバー (078)927-7700・姫路ナンバー (0792)33-8261

第2～4号

全施連通信

全国知的障害者施設家族会連合会

H17年10月 全国知的障害者福祉協会・厚生労働省・日本育成会を訪問 福祉協会会長 小坂孫治氏が顧問に就任

福田顧問（全国知的障害者施設利用者互助会理事長）の手引きによって太田会長・辻・由岐両副会長の三名が関係機関を訪問しました。

☆日本福祉協会では小坂孫治会長と面談し、全施連の顧問を要請したところ快諾を得ることができました。

「利用者の幸せのため、車輪の両輪として協力し合う」ことを確認しました。

☆つづいて、厚生労働省を訪問し、「障害者自立支援法に関する要望書」等を手渡し、会の趣旨や支援法に対する要望を説明しました。また、今後情報提供などの協力要請もしました。

☆さらに全日本育成会も訪問し役員会の会場で「全施連設立」の挨拶、会の趣旨説明、今後の協力等を話し合うことができました。

H17年11月 互助会の代表と共に与謝野金融大臣を訪問

互助会の税金問題の説明のため、太田会長が互助会の代表と共に金融庁を訪れ、互助会の実情、知的障害者の医療の現状を説明しました。

H17年12月 関谷勝嗣主催の氏自民党知的障害者対策議員連盟会で自立支援法に関する要望をする！

日本福祉協会・全日本育成会の代表とともに、太田会長・由岐副会長が、厚生労働省のパブリックコメント「障害者自立支援法に係る政省令で定める事項」に伴って「要望書」を提出し、①応益負担の不条理さと負担軽減②障害程度区分判定に関する要望 ③医療費負担の再考を訴えました。説明時間が少なかったため、会の終了後議員から個別に質問もあり実情を説明することができました。

H18年1月 山崎拓氏が代表する自由民主党障害者保健福祉推進議員連盟で自立支援法に関する要望をする！

太田会長・辻・由岐副会長は福祉協会小坂会長・西村副会長らと共に出席し、自民党議員と厚生労働省に対し要望書を提出すると共に趣旨説明をしました。12月の①～③項目にプラス施設職員の定員問題を追加した要望書を基に訴えました。知的障害関に詳しい参加議員の助言もあり 350 万円の規制に対する親の思いなども発言することができ、理解を得ることができました。障害者の暮らしの実情をわかってもらう運動が大切だと感じました。

H18年2月 日本福祉協会の障害福祉経営セミナーに由岐副会長がシンポジストとして参加！

「新しい事業体系のあり方「規制緩和への対応」について、保護者家族の代表として発言しました。自立支援法の問題点と施設職員の定員増加と質の向上の重要性を強調しました。

神奈川県・和歌山県・福井県・沖縄県・滋賀県等続々加盟に向けて、検討中です。

兵庫では家族会大会後近畿地区施設家族会連絡会を開催し、京都・大阪・奈良の施設家族会代表 7 名が集まりました。



わたしたちの がんばり



2



みつみ学苑の竹炭作りは、平成 15 年からスタートしました。当初は、利用者と支援員も竹炭作りは初めてで失敗の連続でした。竹炭の資料を研究しながら試作を繰り返しました。幸いにも地域で竹炭を作っておられる方の協力や竹林を提供していただいたおかげで、現在の良質な竹炭を作ることができました。竹炭作りでポイントとなるのは、材料となる竹の調達です。竹は、孟宗竹を使用しています。1 年を通して取ることができますが、良質な炭にするには気温の低い冬期に伐採するのが一番です。今年の冬は、特に雪が多かったので悪天候のなか重労働を強いられました。しかし、苦勞して取ってきた竹は良い炭になります。その炭を使って、お部屋のインテリア用から園芸用、床下の調湿剤まで幅広く生活に利用できる製品作りをしています。

利用者の方は、竹取りから炭材作り、炭焼き、製品の納品まで各工程でそれぞれの能力や適性に合わせた役割を分担して取り組んでいます。施設でも比較的年齢の若い、力のある男性が中心になって作業をしています。利用者の方は、「がんばって作った製品を納品に行くのが楽しみ」にしているようです。今回、かぞくねっとをご覧になった方は当施設のホームページに遊びに来てください。製品に関するお問合せもお気軽にご連絡ください。

【竹炭作りの工程】

- ① 近隣から提供された竹林で竹を伐採し、軽トラックの荷台の長さに切りそろえて持ち帰る。
- ② 竹を 40cm 程度に切りそろえる。
- ③ ②の竹を 8 等分する。
- ④ 割った竹の節を取り除く。
- ⑤ 炭材はすぐに焼かず。一定期間、自然乾燥させる。
- ⑥ ⑤で乾燥した竹を炭窯に詰め込む。(ドラム缶を利用した窯を使用)
- ⑦ 5～6 時間燃やす。
- ⑧ 煙の色が青くなり、透明になったら煙突、炊き口を閉め蒸し焼きにする。
- ⑨ 2、3 日後に窯が冷えていたら窯を開け、炭を取り出す。
- ⑩ 竹炭を製品に加工する。

【製品一覧】

☆ 竹炭インテリア用

消臭効果のある竹炭をお部屋のインテリアとして加工しました。

☆ 飲料水用

水に溶けている不純物を吸着し、浄化します。

☆ タンス・下駄箱用

脱臭・調湿効果があります。

☆ 水槽用

水槽に入れておくと、水槽内の汚れが付きにくくなります。





☆お風呂用

水を浄化し、遠赤外線効果で体がぽかぽかあったまります。

☆園芸用

竹炭にある無数の孔の中で、バクテリアが繁殖し植物がよく育つ。

酸性土壌の改良剤としても注目されています。

☆床下用

床下の湿気を吸うので、調湿剤として最適。シロアリ予防になります。

☆竹酢液

竹を焼く時に出る液。原液を薄めて植物にかけると成長を促進します。そのほか、害虫除け、生ゴミの消臭、蒸留したものは入浴剤にもなります。



【委託販売先】

☆ 丹波市山南町和田 薬草薬樹公園

☆ 篠山市今田町 めくもりの郷

そのほか、丹波市山南町内のスーパーや駅の観光案内所でも販売しています。

※当施設は、平成17年度に「社会福祉法人みつみ福祉会 みつみ学苑」に名称が変更されました。

【製品に関するお問合せ先】

社会福祉法人みつみ福祉会 みつみ学苑

〒669-3141 兵庫県丹波市山南町岩屋4

TEL (0795) 77-0094 FAX (0795) 77-1981

●E-Mail mitumi04@mxc.nkansai.ne.jp ●<http://www5.nkansai.ne.jp/org/vitality/>



リレー随筆

かけがいのない子のために

丸山学園 保護者会 寺沢 真紀



先日、古いビデオを整理していたら、4年前の豆まきの様子を写したものがでてきた。

兄達も、自分の幼い姿を懐かしそうに見ている。しかし、映像が出て私は愕然とした。

「昴ちゃん、ホラ、鬼はそとは？鬼はそと！」とにかく昴に対して指示ばかり出している、私の声が一段と大きく響いていたのだ。

その他あちこちで撮影されたものも、とにかく怒鳴りまくっている。今見ると本当に毎日、必死だったんだと、当時の自分が哀れに感じた。昴の気持ちなんかちっとも、わかってあげていなかった。話すことも出来ないのに。ごめんね、昴ちゃん。

ずっと、保育士として働いていたので、発達の遅れは治らないことはわかっていた、しかし、「なんで私が、朝になったら夢であってほしい…」心の中は今までに味わった事のない、割り切れない気持ちでいっぱいだった。毎日毎日、自分を責めた。しかし、そんな私が、「涙って枯れるんだ！」って思えるくらい強くなれた。

なぜだろう、いつも誰かが、いいタイミングで助けてくれた。たくさんの人や

本から貴重な支えや知恵をいただいた。次第に、「こういう生き方もありかな」と自分を肯定できるようになった。昴はかなりひょうきんだし、何より毎日フレッシュな笑顔をふりまいてくれる。だから、どんなに大変な時も、「まあ、いいかあ」と怒れなくなってしまうのだ。得な性格だな、昴ちゃんは。

そして、家族会へ参加したこの1年は得ものが大きかった。「泣いてなんかいられない、社会に出る時のことを考えないと…」という思いを、深く胸に刻んだ。

昨秋、無理だと思っていた時間排泄ができるようになった。誰もがあきらめていたのに、思わぬ成長に先生方も私たちもびっくりした。昴なりに色んなことを感じて生きている証だと思った。一人の人間として大切に育ててあげたい、今はそんな気持ちでいっぱいだ。

カタカナ言葉をやっつけろ?

《エンパワメント (empowerment)》

本来は力をつけるという意味。福祉の社会では障害のある方、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または自立する力を得ること。

そもそも「エンパワメント」という概念が、アメリカにおけるソーシャルワークの手法や考え方として最初に登場したのは1970年代の公民権運動である。わが国においては、1995年に北京で開催された第4回国連女性会議の決議のタイトルの一部にエンパワメントという言葉が含まれていたことにより一躍有名になった。このことからわかるように、エンパワメントというのは障害者問題に限って用いられる概念ではない。

従来のさまざまな考え方の枠組みが、障害者の「能力」や「権限」を訓練や指導によって後から付加されるものとみなしてきたのに対して、エンパワメントという考え方のもとでは、「障害者には本来ひとりの人間として高い能力が備わっているものであり、問題は社会的に抑圧されていたそれをどのように引き出して開花させるかにある」と考えるのである。

つまり、社会的な抑圧のもとで、人間としての生き方が保障されてこなかった障害者自身に力をつけて自己決定を可能とし、自分自身の人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていこうとするのがエンパワメントという考え方であり、手法である。

おたより コー ナ ー

★皆さん、人に「あなたは何か習っていますか」と聞かれたら「お習字」「お花」などと答えられるのでしょうか？古来日本の習い事といえば「書道」「柔道」「茶道」「華道」といずれも「道」という字が付いています。この「道」の精神とは何でしょうか。先人が造って来た道々に学ぶことでしょうか。「鳩に三枝の礼儀あり（鳩は親鳥と同じ枝に止まらず、三枝だけ下がって止まる）」という格言があります。昨日のことも古い情報として捨てられていくようなめまぐるしい現代社会だからこそ、時には先人の声に耳を傾けることが大切ではないでしょうか。（T. S）

★あの日

波立つあの子の心を
どうすることもできなくて
せがまれるままに あてもなく
車を走らせた日
あの子の心をつかみきれない
もどかしさと不安の中で
木々の緑が
道端の花ばなが
私のところを素通りしていきました

詩画集《あなたのおかあさんでよかった》
幸の実園・編

編集後記

☆日に日に春のおとずれを感じる季節となって参りました。

☆いよいよ4月より自立支援法が施行されます。

本当に障害者の事を理解している人達がこの制度を決めたのでしょうか……。

施設入所者にとって、多くの問題を突きつけられた私達親子は苦しい立場を如何に乗り切るか悩む毎日です。

政治の片隅に追いやられないように、親は子供の幸せを願って必死です。

☆国会では耐震偽装問題、堀江メール問題に振り回され、肝心の国政は空転するばかりで税金の無駄使いに呆れはてています。国の財政が赤字とは言え、これ以上弱者にしわ寄せを押し付けないで欲しいものです。（S）

おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。

施設に
言えない悩み

他の家族会は
どうしているの
かしら

うちの子は
大丈夫かしら



FAX (078)261-3410

メールアドレス:

h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

広報委員	島原 太郎	日高 京子	吉岡 京子
	植木 久彌	蔵屋 健夫	笹川かほる
助言者	高野 國昭		
事務局	南波 孝子		

《表紙題字 芝 貴弘 氏 (尼崎武庫川園)》